

令和8年度 ぐんま粉末化フロンティア業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 ぐんま粉末化フロンティア業務

2 業務の目的

本業務は、群馬県産農産物の「粉末化」による高付加価値化及び食品ロス削減を推進するため、県内で先行して粉末加工に取り組む先進的な農業者（以下「ナビゲーター」という。）と、粉末化に関心を持つ農業者（以下「受講者」という。）とのネットワークを構築することを目的とする。また、令和7年度事業等で得られた製造・販売面の課題（失敗事例等）を共有し、新規参入者のリスク回避能力を高めることを目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務内容

受託者は、本仕様書に基づき、次に掲げる業務を実施すること。

(1) ナビゲーターの選定・依頼

ア 選定人数：複数名

イ 選定基準：

受講者に対して多角的な視点を提供するため、以下の特性を1項目以上有する農業者を選定するよう努めること。

(ア) 加工・販売実績：農産物の粉末加工と継続的な販売実績がある。

(イ) 衛生管理：HACCP等の専門知識や管理体制を有している。

(ウ) 営業・開発力：自ら販路開拓や商品開発を積極的に行っている。

(エ) 連携・モデル構築：異業種連携など、新ビジネス構築に意欲的である。

(オ) 先進性・資質：先進的な取り組みがあり、指導者としての適性がある。

ウ 依頼する業務等

(ア) 基礎講座の講師や現地視察における受講者の受入等

(イ) コスト・オペレーション検証のため、粉末製品に関する知見等の提供

(2) 「粉末化フロンティア・ラボ（育成塾）」の企画・運営

粉末化に関心のある県内農業者等を公募し、座学や現地研修等を通じて、粉末化事業の実際に触れ、将来的な粉末化事業の可能性について検討を行う場を運営する。

ア 受講者の募集

- (ア) 対象者：県内農業者等
- (イ) 募集人数：10名程度（事業の実施回数ごと）
- (ウ) 募集回数：応募者からの提案による（事業の実施回数）

イ 基礎講座（座学）

- (ア) 粉末化の基礎知識（乾燥・粉碎の仕組み等）
- (イ) ナビゲーターによる事例発表（粉末製品化の課題等）
- (ウ) 商品・販路設計のマーケティング情報

ウ 現地視察

- (ア) 粉末化加工設備等を視察先として選定すること。（自社導入や共同利用を検討するための実務的な環境確認を含める。）
- (イ) 移動手段（貸切バス等）を検討すること。

ただし、予算上限等の都合により、参加者自らが現地に集合する方法、又は現地の様子を動画撮影の上共有する方法等も認めるものとする。

エ ワークショップ

- (ア) 粉末化の目的や工程（原料特性、加工方法、活用先等）を踏まえて、参加者が理解しやすい構成とすること
- (イ) 参加者が安心して発言・協働できる進行と環境を確保し、活発な意見交換が行える場を運営すること
- (ウ) ワークショップで得られた知見や課題を整理し、商品開発や地域活用等の今後の取組につなげること
- (エ) 粉末化設備の取得や共同利用等による粉末化事業の具体的な取組方法について、参加者同士の意見交換を促進すること

(3) コスト・オペレーション検証（調査・分析）

ア 粉末化設備の取得や共同利用等による粉末化事業に取り組む際のコストのシミュレーションを実施すること。なお、本業務においては、新たな実証実験（加工委託等）は行わず、可能であればナビゲーター等が保有する既存のデータ等を活用、または一般的な知見を元に検証するものとする。

イ 粉末化の際の歩留まりや、時間当たり処理能力等のデータを収集し、加工原価やオペレーション上の課題を整理・分析する。

(4) 成果報告書の作成

粉末化設備の共同利用等を進める上で、解決すべき課題と今後の可能性をとりまとめ、作成すること。

また、収集したデータに基づき、農業者が自らの数値を入力することで加工原価や損益分岐点等の概要を試算できる「簡易採算シミュレーター（Excel等の表計算ソフト形式）」等を作成すること。

5 成果品

受託者は、履行期限までに以下の成果品を県に納入すること。なお、電子データのファイル形式（Word、Excel、PDF等）については、県からの指示に従うこと。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 簡易採算シミュレーター（Excel等の表計算ソフト形式）

6 一般事項

- (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、地方自治法、同法施行令、群馬県財務規則その他関係法令及び条例等を遵守すること。

- (2) 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

- (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務において個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び県の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、漏えい、滅失、き損の防止その他適切な管理を行うこと。

- (4) 再委託の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (5) 権利の帰属

本業務により作成された成果物に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、すべて県に帰属するものとする。ただし、受託者又は協力者（ナビゲーター等）が本業務開始以前から保有していた知識、技術、ノウハウ、汎用的なプログラム等（以下「従前知的財産権」という。）は、各権利保有者に留保されるものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。

7 契約不適合責任

県は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補、代替物の引

渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。なお、通知期間については、引渡しを受けた日から1年以内（ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではない）とする。

8 暴力団等の排除

受託者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）であってはならない。また、業務の履行にあたり、暴力団等から不当介入を受けた場合は、速やかに警察に通報するとともに、県に報告しなければならない。

9 監督及び検査

(1) 監督

県は、地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行う。受託者は、県の指定する監督員の指示に従い、定期的に業務の進捗状況を報告すること。

(2) 検査

受託者は、業務が完了したときは、速やかに県に完了届を提出し、県の指定する検査員の検査を受けなければならない。検査に合格しない場合は、代金の支払いは行わない。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 本業務の実施に必要な経費（会場費、講師謝金、バス借上料、資料作成費等）は、すべて委託料に含むものとする。
- (3) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整理し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

11 留意事項等

- (1) 受託者は月1回程度の定例打合せを実施し、業務の進捗状況について県に報告すること。なお、必要に応じて随時、協議し、業務を進めること。
- (2) 検討会議や県との打ち合わせ等の議事録については、検討会議・打合せ等の実施の都度、実施後1週間以内に県に電子データで提出すること。
- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、原則として受託者が用意すること。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (5) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏ら

してはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏洩がないよう、十分な対策を講じること。なお、受託者は、現地視察等の実施にあたり、ナビゲーターの工場内の撮影制限や、知り得た営業秘密（ノウハウ等）の取扱いについて、参加者に対し誓約書の提出を求める又は十分な周知を行うなど、ナビゲーターの利益を損なわないための適切な措置を講じること。

- (6) 受託者は、業務の性質上、やむを得ない事情または効率的と認められる場合には、書面で県の承諾を得たうえで、他者に再委託できる。ただし、企画提案書における業務実施体制に記載している事業者が実施する場合には、県の事前の承認は不要とする。
- (7) 受託者の責任に帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (8) 受託者は、本業務に係るデータ（成果物等の電子データに限る。）を5年間無償で保管すること。この場合、群馬県の承認を得ずにデータを転用または第三者に使用させてはならない。なお、本業務の実施に伴い取得した個人情報については、業務完了後、県の指示に従い速やかに返却又は廃棄し、手元に残さないこと。
- (9) 契約書及び仕様書等に記載のない事項については、その都度協議すること。
- (10) 受託者は、現地視察等の実施にあたり、参加者の安全確保に万全を期すこと。万一、事故や災害等が発生した場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、直ちに県へ報告し、その指示に従うこと。また、あらかじめ緊急時の連絡体制図を作成し、業務開始前に県へ提出すること。